

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

充填所等におけるLPガス容器流出防止対策の実施の徹底について (お願い)

「西日本豪雨」に際して、既にご存じのとおり3か所の充填所等から3,000本を超えるLPガス容器の流出がありました。本件につきましては、経済産業省の高圧ガス小委員会(11月1日開催)においても取り上げられるなど、強く再発防止が求められているところです。実態としてはこのたびの流出に関しては、LPガス業界としても自然災害の被害者ではありますが、取り扱う商品の安全管理の重要性を鑑み、再発防止の取り組みの必要性をまずご理解いただきたいと考えております。

つきましては、業界団体としての充填所等からの容器流出防止の取り組みを、下記の要領で実施して参りますので都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者に対し、周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 日本LPガス団体協議会の自主基準の見直し

① 概要

充填所等からのLPガス容器の流出防止等を定めた以下の業界自主基準の流出防止措置に係る事項を改定した。

「G高-002-2018 液化石油ガス容器置場における容器転倒・転倒及び流出防止措置指針(平成30年10月24日改定)」

② 改定のポイント

- 容器置場ごとに市町村及び河川事務所のハザードマップを活用したリスク程度(高・中・低)の確認し区分けすることを規定した
- 確認したリスク区分(高・中・低)に応じた実施対策を時系列ごとに規定した
- 容器管理台帳の取扱いに関する事項を規定した

※ 対象となる容器置場は、充填所やデポ等で容器置場が壁・屋根等で囲われていない容器置場(周囲を囲われていないプラットフォームなど)が対象であり、壁構造で覆われているものが一般的である販売所の貯蔵施設は対象外。

2. 会員販売事業者に対する要請事項

上記の自主基準に則った確実な対策の実施

3. 都道府県LPガス協会に対する要請事項

- 会員事業者に対する周知（会員通知および製造部会や卸部会等での連絡など）
- 会員事業者の実施状況のフォローアップ
（充填所を対象に各リスク区分調査や対策実施の進捗状況の調査を目的としたアンケートを予定しています。アンケートについては年度末ごろに改めてお願い文書を送付させていただきます。）

4. 添付文書

- ① 「G高-002-2018 液化石油ガス容器置場における容器転倒・転倒及び流出防止措置指針（平成30年10月24日改定）」
- ② 「【補足】流出防止対策実施のポイント解説」

【参考】流出防止指針のインターネット上の掲載場所

http://www.nichidankyo.gr.jp/technology/standard/g_kou_002.html

以 上

発信手段：メール

保安部：若山、飯田、高木、片岡、橋本、北邨